雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「当該個人が」を「その個人が」に、「第三項」を「第三項第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に、「令和三年」を「令和五年」に、「継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一・五」を「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五」に改め、「（当該中小事業者の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「中小事業者のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「比較雇用者給与等支給額」に改め、同項第二号イ中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に改め、同号ロ中「第二条第十一項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国内新規雇用者　個人の国内雇用者のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務することとなつた日から一年を経過していないものとして政令で定めるものをいう。

第十条の五の四第三項第五号を削り、同項第四号中「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に改め、「各年（以下この項において「」及び「」という。）を削り、「国内雇用者」を「国内新規雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。次号において同じ。）」に改め、「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を削り、「受ける金額」の下に「（雇用安定助成金額を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　控除対象新規雇用者給与等支給額　個人の各年（以下この項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（その個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。次号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち当該個人の当該適用年の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。第十一号において同じ。）に達するまでの金額をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号及び次号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第十条の五の四第三項第六号から第八号までを削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同項第十一号中「中小企業比較教育訓練費の額」を「比較教育訓練費の額」に、「中小事業者」を「個人」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の四号を加える。

八　国内雇用者　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

九　雇用者給与等支給額　個人の適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

十　比較雇用者給与等支給額　個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

十一　控除対象雇用者給与等支給増加額　中小事業者の雇用者給与等支給額から当該中小事業者の比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該中小事業者の適用年の調整雇用者給与等支給増加額を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

第十条の五の四第五項中「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、「並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を削り、「当該控除した金額」を「控除対象新規雇用者給与等支給額又は控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第六項中「比較雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額」に改め、同条第七項中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改める。

第十条の五の四の二第三項中「第十条第七項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同条第七項中「第十条の五の四の二第三項」を「第十条の五の五第三項」に改め、同条を第十条の五の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の六　青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十八第二項に規定する認定事業適応事業者（第五項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて実施される同法第二十一条の二十八第二項に規定する情報技術事業適応（以下この条において「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウエア（政令で定めるソフトウエアをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア若しくはその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第十条第八項第一号イ⑴に規定する試験研究又は同号イ⑵に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第七項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項及び次項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第五項、第七項及び第九項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該情報技術事業適応設備の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。